

がんばれ子育て

5月は児童扶養手当の支給月です

5月10日(金)に3月、4月分の児童扶養手当を受給者の口座に振り込みますので、通帳をご確認ください。

※「児童扶養手当」とは、ひとり親家庭を対象に支給される手当です。

↓問合せ 子育て支援課

☎274-8557

ウエルカムベビー②

日時 6月20日(木)午後6時45分～受付
午後7時～9時

場所 玉穂勤労健康管理センター

内容 沐浴・スキンケアについて、妊婦

疑似体験、パパママ交流

持ち物 母子手帳、筆記用具

↓申込み・問合せ

健康増進課 ☎274-8542

健康ライフ

こころの健康相談

「夜眠れない」「憂鬱ゆううつな気分が続く」などの心の病気が心配な人は「ご相談ください。なお希望者が多い場合は、医療にかかっていない人を優先します。

保健師電話相談(予約不要)

5月7日(火) 午後1時～4時

カウンセラー面談(要予約)

5月24日(金) 午後1時～5時

↓相談・申込み・問合せ

健康増進課 ☎274-8542

各種健診希望調査申込書について

4月中旬に世帯に送付した特定健診・がん検診などの各種健診の希望調査申込書について、未提出の人は、大至急提出してください。調査申込書を提出しないと健診を受けることができませんので、ご注意ください。

※人間ドックの申込受付は終了しました。

※子宮がん検診希望者には、6月上旬に受診券を送付予定です。

▼子宮頸がん・乳がん検診無料クーポン

券の配布について
令和6年度「新たなステージに入った

がん検診の総合支援事業」で、対象者には子宮頸がんおよび乳がん検診の無料ク

ーポン券を4月中に郵送しました。

対象

子宮頸がん検診

令和6年4月1日現在で20歳の女性

乳がん検診

令和6年4月1日現在で40歳の女性

※無料クーポン券の有効期限は令和7

年1月末です。早めに受診してくだ

さい。

↓問合せ 健康増進課

☎274-8542

骨髄等提供者支援助成金について

骨髄等移植の推進とドナー登録の増加を図るため、骨髄等を提供した人を対象に助成金を交付します。

助成内容 骨髄等の提供のための通院・

入院等(健康診断や自己血貯血のため

の通院、骨髄等を採取するための入

院、その他公益財団法人日本骨髄バン

クまたは医療機関が必要と認める通

院・入院・面接)に要した日数につい

て、1日につき2万円、1回の骨髄等

の提供につき14万円を限度として助

成します。

対象(次の全てに該当する人)

・公益財団法人日本骨髄バンクが実施す

る骨髄バンク事業で骨髄等の提供を行

い、証明書類の交付を受けた

・骨髄等を提供した日および申請日に市

に住民登録がある

・骨髄等の提供に係る休暇制度を設けて

いる企業、団体等に勤務していない

・他の地方公共団体が実施する骨髄等

の提供に係る助成金の交付を受けていない

申請期限 骨髄等の提供が完了した日から90日以内

必要書類

①公益財団法人日本骨髄バンクが発行した、骨髄等の提供完了証明書類

②骨髄等の提供に関わる通院又は入院した日を証明する書類

③健康保険証の写し

④振込先指定口座の確認ができる通帳等の写し

↓問合せ 健康増進課

☎274-8542

充実ふくし

障がいのある人同士の交流の場「れんげ会」のランチのお誘い

一緒にご飯(ビビンバ丼、豆腐スープ)を作って、ランチを楽しみましょう。

日時 6月15日(土)午前10時～午後1時

場所 玉穂総合会館 調理室

対象 市内在住の障がいにかかる手帳や

診断のある人、難病認定されている人

定員(申込制) 10人(先着)

持ち物 エプロン、三角巾、ハンカチ

参加料 300円

↓申込み・問合せ 障がい者相談支援セ

ンター「穂のか」☎274-11100

☎274-1103

事業者にも「合理的配慮」の提供が義務化されました

障害者差別解消法の改正により、事業者による障がいがある人への「合理的配慮」の提供が4月1日から義務化されました。合理的配慮の提供とは、障がいがある人から「社会的障壁（障がいの有無に関わらず、全ての人が平等にサービスを受けられるうえで障壁となるもの）を取り除いてほしい」と意思表示があつたときに、事業者や行政機関等が、負担が重すぎない範囲で必要かつ合理的な対応をすることです。

▼合理的配慮のポイント 「建設的対話」

事業者などと障がいがある人が互いの情報や意見を出しあい、申し出について柔軟な対応策を検討することが重要です。対応が難しい場合でも、建設的対話に努めることで目的に応じて代替りの手段を見つけていくことができます。

「前例がない」「特別扱いできない」「もしものことがあつたら」などを理由に断らず、障がい福祉への関心を高め、誰もが互いを尊重して共に生き、共生社会の実現のためみなさんと協力していきましょ。

↓問合せ 福祉課 ☎274-8544

高齢年金の支給開始年齢は「繰り上げ・繰り下げができます」

高齢年金の支給開始年齢は原則として65歳ですが、65歳になる前に繰り上げ

て減額された年金を受け取ることができます。また、支給開始年齢を繰り下げて66歳以降に高齢基礎年金を受け取る場合は、年金額が増額されます。

※支給を繰り上げた場合、生涯減額された年金を受け取ることや、障害基礎年金が請求できなくなるなどの注意が必要です。

↓問合せ ねんきんダイヤル

☎0570-0511165

保険課 ☎274-8545

いきいき倶楽部

まごころ学園 開校式・学習会
「浅利与一とその時代」

この名手として平家物語にも登場する、中央市ゆかりの武将「浅利与一」を中心に、与一が活躍した時代に思いを馳せ、地域の歴史について学びます。

日時 5月21日(火) 午後1時30分～3時

場所 玉穂総合会館

対象 まごころ学園生徒

定員 30人程度

申込期限 5月15日(水)

※送迎バスの利用を希望される人は、申込時にお伝えください。

※まごころ学園は65歳以上の市民であれば、ごなたでも入会できます。

↓申込み・問合せ

生涯教育課 ☎274-8522

手とて

「つながるひろがる支援の「輪」」



「ヘルプカード」をご存じですか

市では、障がいがある人や高齢者などが、災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自身の障がいなどの支援や配慮を求め、携帯用カード「ヘルプカード」を無料で配布しています。

※ヘルプカードには、住所や緊急連絡先、配慮や手助けをしてほしいことを記入することができます。

配布対象者(手帳の有無を問わず)

身体、知的、精神の障がいをお持ちの人、難病患者、高齢者

申請窓口 福祉課、玉穂支所、豊富支所



ヘルプカードは
こんなときに役立ちます

①緊急のとき

「配慮してほしいこと」や「常用している薬」など、情報を正確に伝えることができます。

②災害のとき

「家族に連絡してほしい」、避難所での生活で「障がいの特性に応じた配慮をしてほしい」など、情報を正確に伝えることができます。

↓問合せ 福祉課

☎274-8544

お知らせ

相談

募集

イベント・教室

がんばれ子育て

健康ライフ

充実ふくし

いきいき倶楽部